

資料1

地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン【概要】

令和5年3月 千葉県 千葉県教育委員会

少子化による部員数低下

5年毎に約5%ずつ年少人口低下

教職員の業務負担

超過勤務時間45時間以上の割合 = 中学校69.5%, 義務教育学校74.7% (令和4年10月19日 教職員課)

1 学校部活動

- ・地域や学校の実情に応じた**適正な数の部活動**を設置。
- ・顧問は**必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえた運用。
(認識の共通理解, 部活動指導員・外部指導者の活用, 勤務時間管理等)
- ・活動は**平日を基本**とし, 長くとも1日2時間程度。週末等に活動する場合は長くとも1日3時間程度。週当たり2日以上**の休養日の設定**(平日1日以上, 週末1日以上)。
- ・合同部活動や, 他校種, 地域団体等と連携し, 学校と地域が協働・融合した活動推進。

2 地域クラブ活動

- ・学校を含めた地域全体のより良い活動環境整備。
- ・地域スポーツや文化芸術, 教育関連部署や学校, 保護者等の関係者からなる**協議会**等の体制整備。
- ・多様なニーズを踏まえ, 運営団体・実施主体を整備。
- ・**競技志向の団体を含め**, 活動は長くとも平日2時間程度, 休日は3時間程度。週当たり2日以上**の休養日の設定**(平日1日以上, 週末1日以上)。
- ・指導者確保と, 指導者の質の向上。
(人材バンク, **希望する教師等の円滑な兼職兼業**, 資格)
- ・**管理責任の主体の明確化**と, 望ましい**保険の選定**。
- ・学校を含めた**公共施設の円滑な利用**。
- ・**会費の低廉化**, 困窮世帯への支援等。

3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

「誰でも(年代や立場を問わず) やりたい(関わり方に関わらず)
スポーツ・文化芸術活動が(目的や志向に応じて) できる(選び実践する)」環境

→ 令和5年度各市町村1部活動, 令和6年度各学校1部活動, 令和7年度各学校複数の地域移行を目指し支援(令和7年度末までに全部活動地域移行完了の推進計画を示す)

- ・改革推進期間(令和5~7年度 スポーツ庁 文化庁)後も休日部活動を実施する場合, 部活動指導員による運用とし, できるだけ早期に地域へ移行。
- ・**協議会の機能**を活かし, 平日(部活動)と休日(地域クラブ活動)の緊密な連携体制を構築する。
- ・活動時間及び適切な休養日の設定は, 活動ごとではなく, **参加生徒の週当たりの活動を総括して**遵守できるよう, 連携に努める。
- ・活動方針や協議会の検討状況等, 随時ホームページ等で公開するなど, 説明を丁寧に行いながら推進する。
- ・平日はできるところから取り組み, 地域によっては平日から先に取り組む等, 当該地域にふさわしい方針を決定する。

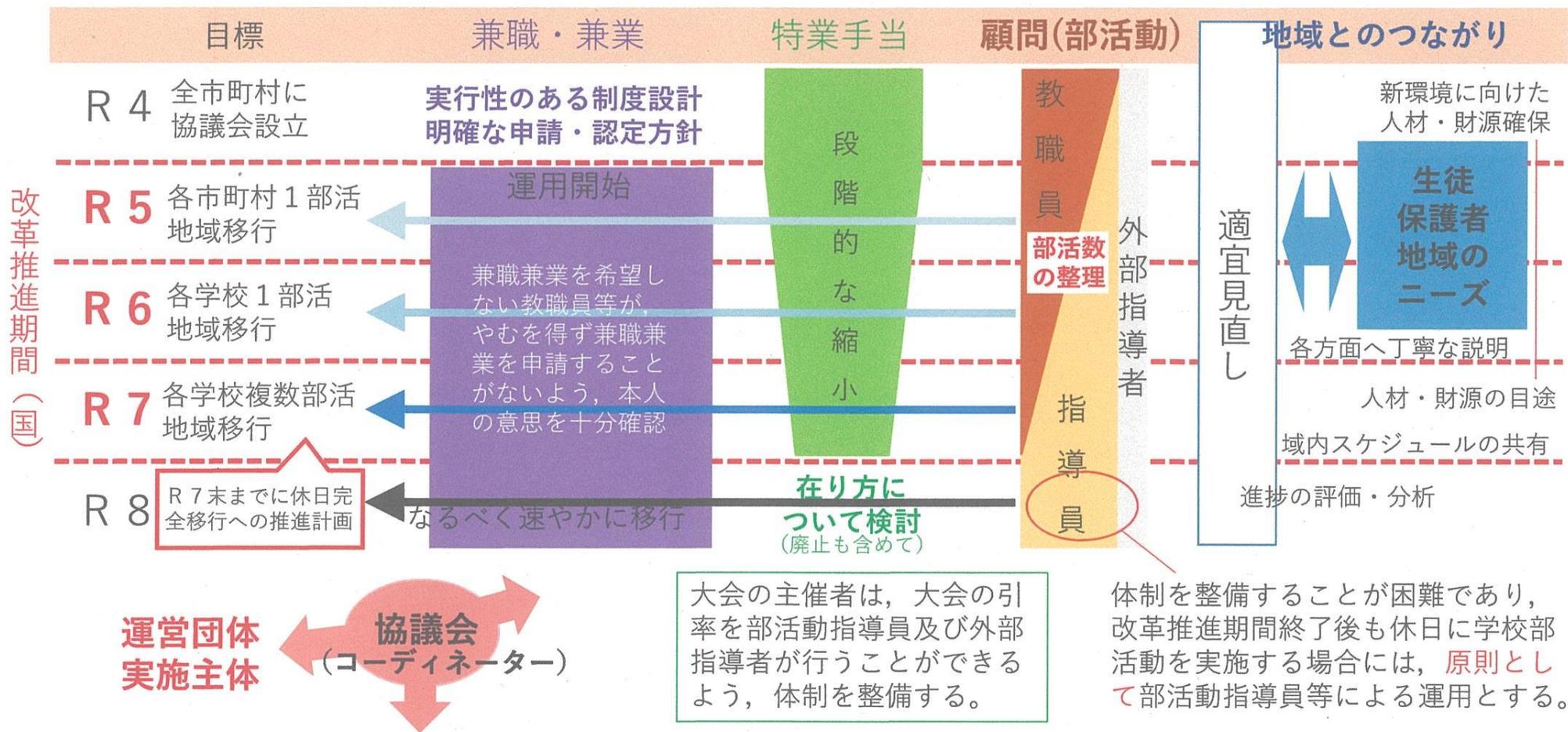
4 大会等への参加

- ・生徒が参加する大会の全体像を把握, 過度な負担にならないよう配慮。
- ・多様なニーズに応じた大会の在り方を検討。
- ・大会運営スタッフの確保と, 大会運営へ従事する立場の整理。

5 安全に配慮した体制整備

- ・**AED**の使用が容易であり, 施設の状態に関する**引継ぎ**ができる環境。
- ・事故や自然災害に対応した危機管理マニュアル, 連絡体制等の共有。
- ・熱中症に関連する情報の共有と, 連携, 対応の在り方。

部活動の地域移行に関する課題の整理とスケジュール



各地域の実情に応じた危機管理体制 (相談窓口・連絡連携ネットワーク・施設管理・業務管理)

議題1 部活動の地域移行について

1 国・県の方針

スポーツ庁・文化庁が令和5年度から令和7年度末までを「改革推進期間」と定め、休日の部活動について、部活動指導員の配置による地域との連携や、地域団体が主体となる地域クラブ活動への移行について、地域の実情に応じて可能な限り早期実現を目指すよう各自治体に求めています。

千葉県では、学校部活動の全てを一律に地域クラブ活動へ移行するのではなく、学校と地域が連携しながら、課題やニーズに応じ、多面的にサポートすることとし、令和5年3月に「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定しました。ガイドラインでは、学校を含めた地域全体における子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備するにあたり、持続可能な体制となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すとともに、新たな地域クラブ活動を推進するための件の考え方を示しています。

※(資料1) 地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン【概要】

※(資料2) 部活動の地域移行に関する課題の整理とスケジュール

2 八千代市の取組

(1) 令和4年度

- ・八千代市学校部活動在り方検討会を年4回開催
- ・中学校の教員に部活動のアンケートを実施

(2) 令和5年度

- ・八千代市地域部活動検討委員会を年4回開催
 - ※「八千代市学校部活動在り方検討委員会」の名称を変更
- ・モデル事業の実施：市内3校4部活動に、部活動指導員の派遣（地域連携）
- ・部活動指導員と保護者を直接つなぐ連絡ツールを導入
- ・保護者への周知文の配布（別紙1）
- ・中学1，2年生（義務教育学校7，8年生）及び小学6年生、その学年の保護者、教職員に部活動の地域移行に関するアンケートを実施

3 今後の予定

(1) 県の推進目標

令和6年度：各中学校で1部活動以上の地域移行を進める

令和7年度：各中学校で複数部活動の地域移行を進める

令和7年度末までに各市町村で全部活動地域移行完了の推進計画を示す

令和8年度：各市町村の推進計画に則った具体的な取組を行う

(2) 八千代市の取組・予定

- 令和6年度：各学校1部活動以上で地域移行（地域連携）を実施
地域部活動検討委員会で今後の方針を検討する
- 令和7年度：令和6年度の方針に基づき、地域移行を進める
本市の休日の全部活動地域移行完了までの推進計画を策定
- 令和8年度：本市の推進計画に則った取組をする

4 今後の課題・検討事項

(1) 部活動の地域移行の運営団体・実施主体

- ・運営団体・実施主体の整備（誰が、どのように行うのか）
- ・運営団体の決定（運動部・文化芸術部）
- ・推進計画の策定

(2) 予算確保

- ・運営主体の委託費
- ・指導員の人件費
- ・困窮家庭への補助や支援 等

(3) 人材確保

- ・指導員の確保
- ・指導員への研修の実施や資格取得
- ・人材バンクの設置の検討
- ・教職員の兼職兼業の運用 等

(4) 保護者の費用負担

- ・受益者負担（会費・保険）
- ・交通費や送迎費用 等

(5) 活動場所の確保

- ・学校施設や公共施設の利用方法
- ・民間施設の利用方法 等

(6) その他

- ・平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動との連携
- ・大会の見直し
- ・保険の加入

学校部活動の地域移行について

～これからの休日部活動～

1 はじめに

令和2年9月に文部科学省は、令和5年度から公立中学校の休日部活動を地域に移行すると発表しました。休日部活動の地域移行の目的は、2つあります。少子化により部員が集まらない部活動を継続させることと、教員の負担を軽減することです。

これを受けて、現在八千代市ではモデル事業として市内中学校3校の4部活動で、部活動指導員の派遣を行っております。モデル校からは「専門的な指導が受けられて良い」「試合での確かな指示を出してもらえる」「来年度もぜひ継続してもらいたい」など前向きな声を聞くことができました。このようなモデル事業での結果から、令和6年度は市内中学校及び義務教育学校で1部活動以上の部活動指導員の導入をすることが決まりました。

なお、平日の部活動については今までどおりの活動となります。

2 千葉県における令和5年度以降の目標

- 令和5年度…各市町村で1つ以上の部活動を地域に移行する
- 令和6年度…各公立中学校の1つ以上の部活動を地域に移行する
- 令和7年度…各公立中学校の複数部活動を地域に移行する
各市町村で休日の全ての部活動移行を完了させるまでの推進計画を作る
- 令和8年度…各市町村の推進計画にそって具体的に取り組む

3 八千代市における令和5年度以降の目標

令和5年度	部活動指導員を活用した休日部活動の実施(市立中学校3校4部活動)
令和6年度	部活動指導員を活用した休日部活動の実施(市立中学校及び義務教育学校全ての学校で実施予定)
令和7年度	国や県の指針に基づき、地域クラブ活動への段階的移行を実施

4 八千代市における令和6年度の方針

令和6年度は県の目標に沿って、市立中学校及び義務教育学校で各学校1部活動以上に、部活動指導員を派遣し、地域移行(地域連携)を進めていきます。なお、平日の部活動については今まで通り学校の顧問の先生が指導にあたります。

5 千葉県・国スポーツ庁からの部活動地域移行に関する情報ページ

千葉県教育委員会
部活動の地域移行に関するページ



スポーツ庁
部活動改革ポータルサイト



6 部活動地域移行のイメージ図

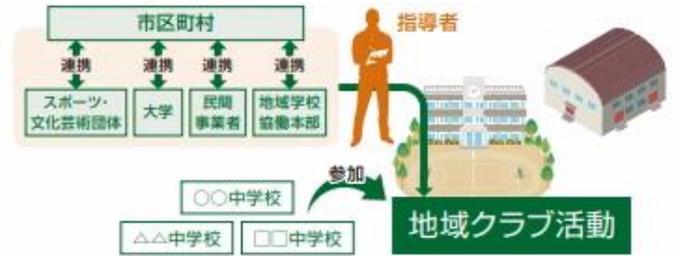
部活動の地域連携って？

部活動指導員など地域の人材を活用し、複数校で活動をする合同部活動の導入等、学校で運営・実施します。



部活動の地域移行って？

地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものです。学校とも連携しながら、多様な活動を、可能な限り安価な会費で実施します。



休日部活動と「地域クラブ活動」はどこが違うの？

学校休日部活動

- ・学校が主体となつて行われる部活動
- ・学校の中で実施
- ・部活動指導員等の地域の人材の活用や、複数校でまとまって一つの活動する合同部活動 (地域連携)

地域クラブ活動

- ・地域が主体となつて行われる活動
- ・市民体育館、公民館、学校体育施設など、多様な場所で実施
- ・多世代、多種目な活動

学校単位での部活動 例：〇〇中学校での部活動



地域クラブ活動 例：〇〇市町村での地域クラブ活動



具体的には

学校休日部活動

- 【指導者】 学校の先生
- 【活動場所】 在籍する学校
- 【メンバー】 同じ学校の生徒
- 【保険】 市で加入
- 【費用負担】 個人で使う道具等、学校外での交通費等
- 【大会】 学校単位で参加

地域クラブ活動

- 【指導者】 地域の指導者
指導を希望する教員(兼業兼職)
- 【活動場所】 市内の学校・公共施設等
- 【メンバー】 近隣校と合同で活動が可能
- 【保険】 個人で加入
- 【費用負担】 指導料、運営費等の会費
- 【大会】 大会毎の大会要項による